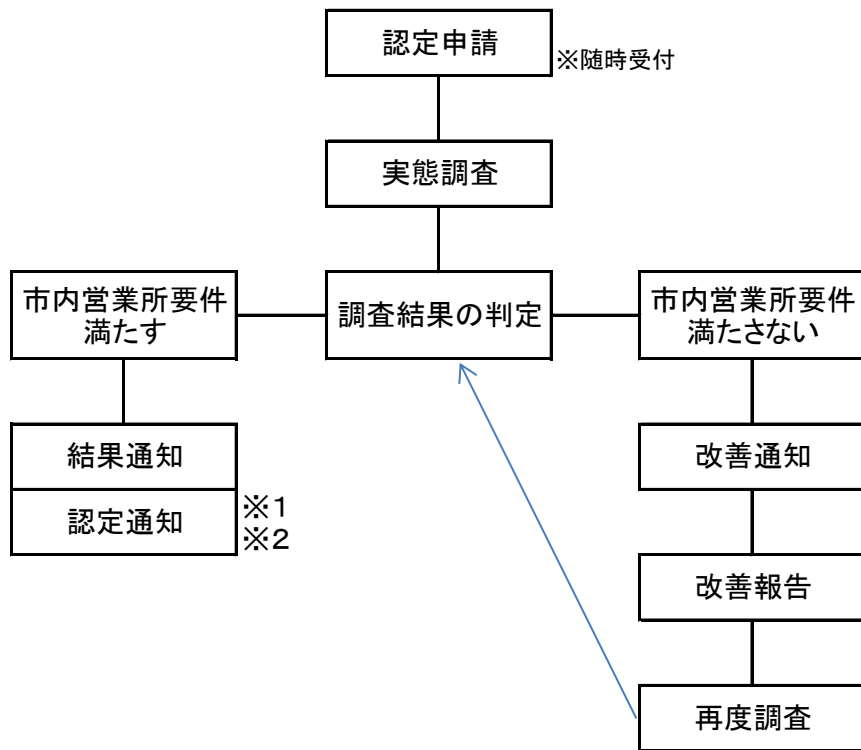


市内建設業者の認定手続きのフロー

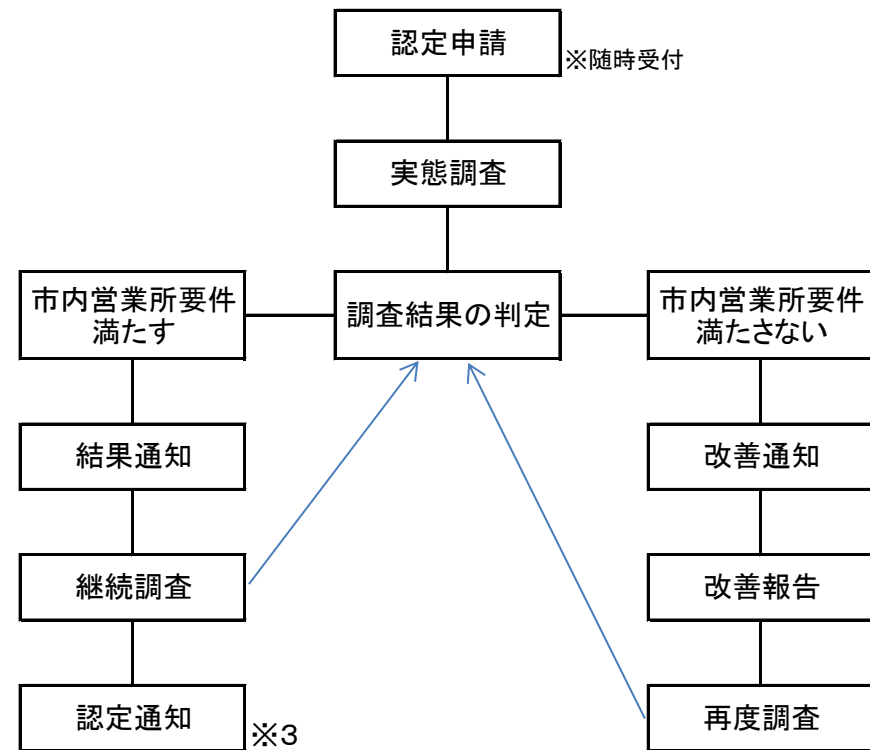
市内主たる営業所（市内創業）



※1 建設業許可を取得してから2年以上経過後に認定申請し、市内営業所要件を満たしている認めたときは、結果通知と同時に市内建設業者として認定する。

※2 建設業許可を取得してから2年未満で認定申請し、市内営業所要件を満たしている認めたときは、建設業許可を取得してから2年後の時点で市内建設業者として認定する。

市内主たる営業所（市外から移転） 市内従たる営業所



※3 市内営業所要件を満たしていると認めたときは、結果通知の日を起算日とし、継続調査を経て起算日から2年後に市内建設業者として認定する。